

上島町国民健康保険税の税額・軽減等

1. 国民健康保険税を納める方（納税義務者）

国民健康保険加入世帯の**世帯主**が納税義務者となります。

世帯主以外の世帯員しか国保に加入していなくても、世帯主に課税され世帯主が納める義務を負います。

2. 国民健康保険税の税額

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3つの区分で税額を計算します。詳細は以下のとおりです。

◆40歳未満の方しか国保に加入していない世帯（介護保険の加入者ではありません）

医療保険分＋後期高齢者支援金分を納めていただきます。

◆40歳以上65歳未満の方が国保加入している世帯（介護保険の第2号被保険者のいる世帯）

医療保険分＋後期高齢者支援金分＋介護保険分を納めていただきます。

◆65歳以上75歳未満の方が国保加入している世帯（介護保険の第1号被保険者のいる世帯）

国民健康保険税（医療保険分＋後期高齢者支援金分）と、介護保険料を別々に納めます。

介護保険料は、原則として年金から差し引かれます。

◆40歳以上65歳未満の方も65歳以上75歳未満の方も国保に加入している世帯

国民健康保険税（医療保険分＋後期高齢者支援金分＋介護保険分）と、介護保険料を別々に納めます。

介護保険料は、原則として年金から差し引かれます。

◆後期高齢者医療制度加入の75歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行しましたので、原則として国民健康保険税は課税されませんが、世帯員が国保に加入している場合は課税されます。

後期高齢者医療保険料と介護保険料は、原則として年金から差し引かれます。

また、国民健康保険税を計算する際には、所得に掛かる所得割、不動産等に掛かる資産割、1人当たりで掛かる均等割、1世帯当たりで掛かる平等割の4つの金額を合算して計算します。詳細は以下のとおりです。

◆令和5年度上島町国民健康保険税 (医療保険分+後期高齢者支援金分+介護保険分)

医療保険分 (年額の保険税は下記の4つの合計・課税限度額65万円)	
所得割 (被保険者の前年所得に応じて計算)	課税総所得の8.2%
資産割 (世帯の資産に応じて計算)	固定資産税額の30.0%
均等割 (世帯の加入者数に応じて計算)	1人あたり23,000円 (未就学児の均等割は軽減)
平等割 (1世帯にかかる額)	1世帯あたり25,000円 ※ (特定世帯は12,500円 ※特定継続世帯は18,750円)
後期高齢者支援金分 (年額の保険税は下記の4つの合計・課税限度額22万円)	
所得割 (被保険者の前年所得に応じて計算)	課税総所得の3.5%
資産割 (世帯の資産に応じて計算)	固定資産税額の8.0%
均等割 (世帯の加入者数に応じて計算)	1人あたり6,100円 (未就学児の均等割は軽減)
平等割 (1世帯にかかる額)	1世帯あたり7,600円 ※ (特定世帯は3,800円 ※特定継続世帯は5,700円)
介護保険分 (年額の保険税は下記の4つの合計・課税限度額17万円)	
所得割 (介護保険第2号被保険者の所得に応じて計算)	課税所得の2.3%
資産割 (介護保険第2号被保険者の資産に応じて計算)	固定資産税額の7.0%
均等割 (世帯の介護保険第2号被保険者数に応じて計算)	1人あたり9,400円
平等割 (介護保険第2号被保険者の居る世帯にかかる額)	1世帯あたり7,300円

【上島町国民健康保険税率】

税 額	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分
所得割	8.2%	3.5%	2.3%
資産割	30.0%	8.0%	7.0%
均等割	23,000円	6,100円	9,400円
平等割	25,000円	7,600円	7,300円
(特定世帯)	12,500円	3,800円	
(特定継続世帯)	18,750円	5,700円	
課税限度額	65万円	22万円	17万円

※特定世帯とは

もともと国保世帯で、他の世帯員が後期高齢者医療制度へ移行して国保の被保険者でなくなったため、1人だけが国保に残った世帯のことをいいます。特定世帯となった月が属する年度中（3月末まで）と、その翌年度4月から5年度間は、国保税の平等割が2分の1になります。

※特定継続世帯とは

特定世帯となり5年度を経過し8年度までの世帯。国保税の平等割が4分の3になります。

※未就学児の軽減とは

社会保険との公平性を図るため、未就学児の均等割を正規の金額から半額軽減します。

3. 国民健康保険税の軽減制度

所得の少ない方の税負担を軽くするために、前年中の所得によって平等割と均等割の7割、5割、2割を軽減する制度があります。但し、世帯主と被保険者全員の所得が申告されていないと、基準に該当するかどうかの判断ができないため、軽減されません。

前年中の所得が下記の金額以下の世帯	軽減割合
43万円（基礎控除額）＋（給与・年金所得者の人数-1）×10万円 以下	7割軽減
家族全員が国保加入者の場合 43万円（基礎控除額）＋（給与・年金所得者の人数-1）×10万円＋ （国保加入者＋特定同一世帯所属者）×29万円 以下	5割軽減
43万円（基礎控除額）＋（給与・年金所得者の人数-1）×10万円＋ （国保加入者数＋特定同一世帯所属者）×53,5万円 以下	2割軽減

※ 特定同一世帯所属者とは

75歳以上で後期高齢者医療制度へ移行し国民健康保険の加入者でなくなった後も、継続して同一の世帯に属する方。但し、世帯主の異動があった場合は同一の世帯とみなされなくなり、特定同一世帯所属者ではなくなります。

※ 国民健康保険に加入していない世帯主（擬制世帯主）の所得は軽減判定に含みますが、軽減判定の人数には含みません。

※ 令和4年12月31日において65歳に達していた方について、公的年金等所得から15万円を控除した後の額が判定基準の所得になります。

※ 青色事業専従者給与額については、必要経費に算入せず、事業主の所得となります。

※ 事業専従者控除がある方は、控除前の額が判定基準の所得になります。

※ 専従者給与にかかる所得は判定基準の所得に含みません。

4. 後期高齢者医療制度移行に伴う国保税の軽減措置

後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳以上の方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

また、国民健康保険の加入者が1人になる場合（特定世帯）には、5年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。

5. 非自発的失業者に係る保険税の軽減措置（※申請が必要です）

非自発的な失業（離職）により、国民健康保険に加入された方は、申請により保険税が軽減されます。

◆対象となる人◆

次のすべての条件を満たす人が対象です。

1. 失業（離職）した人。
2. 失業（離職）時点で65歳未満の人。
3. 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」

※ 「特定受給資格者」とは ⇒ 倒産・解雇などによる離職

※ 「特定理由離職者」とは ⇒ 雇い止めなどによる離職

◆確認方法について◆

「特定受給資格者」または「特定理由離職者」であるかは、「雇用保険受給資格者証」の第1面、離職年月日 理由 欄に記載の番号で確認します。

◇特定受給資格者

- 「11」……解雇
- 「12」……天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 「21」……雇い止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
- 「22」……雇い止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
- 「31」……事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 「32」……事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

◇特定理由離職者

- 「23」……任期満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
- 「33」……正当な理由のある自己都合退職
- 「34」……正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

◆軽減内容について◆

保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者の給与所得を30/100として算定します。また、高額療養費などの所得区分判定についても、当該対象者の給与所得を30/100として算定します。

◆申請方法について◆

保険証・印鑑・雇用保険受給資格者証を持参し、各総合支所住民課・町民生活課で申請してください。

※雇用保険受給資格者証がないと申請できません。

6. 災害・疾病・その他による保険税の減免措置

災害により生活の基礎となる資産に重大な損害を受けた方や、疾病・負傷・倒産等により収入が著しく減少し生活に困窮する方などで、国保税の全額負担に耐えられないと認められる方について、申請により国保税の軽減を受けられる場合があります。

◆軽減内容について◆

- ・災害の場合は所得割と資産割が軽減対象となり、疾病・負傷・倒産等の場合は所得割が軽減対象となります（すでに所得割・資産割が0円の方は軽減ができません。また均等割・平等割の軽減はありません）。
- ・軽減額は審査により決定します。
- ・軽減の対象となる国保税は、原則として、軽減申請時に納期限到来前のものとなります。

◆申請方法について◆

減免申請書に資産状況や収入状況を証明する書類を添えて、各総合支所住民課・町民生活課で申請してください。

※追加の書類を求められる場合があります。

○ 問い合わせ先

弓削総合支所	住民課	Tel	0897-77-2503
生名総合支所	町民生活課	Tel	0897-76-3000
岩城総合支所	町民生活課	Tel	0897-75-2500
魚島総合支所	町民生活課	Tel	0897-78-0011